

公開政策討論会検討作業部会 まとめ

新城市公開政策討論会検討作業部会
部会長 田村太一

【はじめに】

- ・公開政策討論会は、主権者である市民の知る権利を保障する機会であるとともに、まちづくりの担い手である市民の参政意識の向上をはかる機会である。公開政策討論会を目的ではなく手段としてとらえ、より広義の視点から検討を行った。
- ・公開政策討論会の有効性を高めるには、より多くの市民が参加するとともに討論の内容を理解できることが必要である。そのためには、主権者教育の一層の推進が求められる。主権者教育のあり方については、作業部会において多くの議論を重ねてきたが、引き続き市民自治会議においても検討していただきたい。
- ・公開政策討論会は市民のために開催されるものではあるが、立候補予定者の参加なくしては成り立たない。そのため、立候補予定者の視点も考慮して制度設計することが望ましいと考える。過去に討論会にパネリストとして参加された方から意見をもらうことも必要と考えたが、今回は時間の都合上できなかった。

1. 企画「なぜ、公開政策討論会を開催するのか？」

1) 公開政策討論会の目的

- ・公開政策討論会は、市民が立候補予定者の政策や人柄を知るために開催する。
- ・公開政策討論会は、市民の市政及び選挙への関心を高めるために開催する。
- ・上記目的を達成するために、立候補予定者は公開政策討論会の開催や参加の有無に対して、自らの選挙戦術として利用しないように慎まなければならない。

2) 公開政策討論会の望ましいあり方（公開政策討論会開催のポイント）

- ・公開政策討論会は、中立公正に運営されなければならない。
- ・公開政策討論会は、老若男女の誰もが気兼ねなく自由に参加できることが望ましい。
- ・公開政策討論会は、立候補予定者に参加を義務付けるものではなく、立候補予定者がその意義を十分に理解した上で自ら進んで参加するものである。
- ・公開政策討論会は、政策や人柄について熟議・熟考する機会の1つの手段であり、他の手段と合わせて複合的に開催されることが望ましい。
- ・公開政策討論会は、立候補予定者の討論内容を正しく理解できるように、市民が市政に関する知識と情報を有していることが望ましい。

2. 運営「公開政策討論会をどうやって開催するか？」

1) 開催時期

- ・公開政策討論会を早くから企画立案することにより、選挙における論点が早くから明確になり、市民の市政及び選挙に対する関心がより高まる。
- ・立候補予定者の表明の有無に関わらず、少なくとも半年以上前には開催に向け主催団体が動き出せるようにすることが望ましい。

(※参考：過去の討論会における課題)

- ・告示日直前の公開政策討論会は、市役所職員及びすでに支持が固まっている有権者の来場が多かったと思われる。
- ・市議との同日選挙のため、告示日直前の公開政策討論会は、市議選に向けた活動と重複し参加することが難しい。
- ・これまで立候補予定者の確定は事前説明会への出席を根拠にしていたため、公開政策討論会の開催日時は告示日直前とならざるを得なかった。

2) 開催場所、開催時間、開催回数

- ・若者世代に向けては、SNS等を活用した情報提供の仕組みを構築することが必要である。
- ・公開政策討論会等の開催が多いと、時間的及び金銭的に立候補予定者の自由な政治活動を阻害することになるため注意しなければならない。

(※参考：過去の討論会における課題)

- ・若者の参加が少ない理由は、物理的側面と心理的側面の両面が考えられる。
 - 物理的理由：開催時間に仕事等の予定がある、開催を知らない など
 - 心理的理由：市政への関心が低い、一票の有効性への疑問、面倒くさい など
- ・近年はCATVでの放送やYou Tubeチャンネルでの配信も行っているため、実際の傍聴者の属性及び数値は把握できていない。
- ・夜遅くの開催は、高齢者は外出しにくい。

3) 開催形式

- ・市民が、立候補予定者の政策や人柄をより理解しやすいように、形式については常に改善する必要があり、固定化してしまわない方が良い。
- ・討論会のコーディネーターはできる限り地元の市政に精通している人が務める方が、より議論が深まるため良い。
- ・市長選への新たな立候補予定者に対し、行政の有するデータ及び情報を提供する制度を設けることにより、議論の前提条件が整い、より核心にせまる深い議論が期待できる。

(※参考：過去の討論会における課題)

- ・従来の1問1答形式での進行はつまらない等の批判的な意見が増えており、TVの討論

番組のような公開政策討論会を望む声は以前から寄せられている。

- ・市民がより政策や人柄を理解しやすい形式への改善は必要だが、中立公正に疑念を生じさせるような行き過ぎた運営はすべきでない。
- ・立候補予定者の討論をより深めるためにはコーディネーターが重要となる。
- ・市政の数値データ等に関して新人立候補予定者と現職市長とでは、情報量に差があり公平な討論とならない。

4) 開催費用

・公開政策討論会を主催者教育の一つと位置付け、行政から公開政策討論会等に対し支援が行えるようにする。

- ・具体的な支援策として以下のものが考えられる。

費用：会場費 討論会会場の無償提供または会場費の減免措置

印刷費 チラシ等の印刷費及びデザイン費

その他 新聞折り込み費用、民間広報誌折り込み費用 等

広報：行政の有する広報媒体の利用（広報ほのか、防災無線、行政区回覧文書など）

事務：会議の開催連絡、会議場所の提供、会議資料の印刷及び議事録の作成

- ・行政の支援の形式として以下のものが考えられる。

補助型：公開政策討論会等を開催する民間団体に対し、開催に係る費用を補助金として支出する。支出に際しては審査を要する。立候補予定者の応諾が得られず実施できなかった場合は、事務経費を除いた補助金額を返還する。

委託型：行政が主催する公開政策討論会の運営を、公募市民で構成する実行委員会に委託する。公募は、立候補予定者の表明の有無に関わらず、選挙の半年以上前から実施し準備にかかる時間を十分に確保する。

（※参考：過去の討論会における課題）

・過去の JC 主催の公開討論会では、開催 1 回につき 200,000 円を超える費用が発生しており、その内訳は会場費（使用料）と広告宣伝費（新聞折り込み代）が主な費目であった。

・過去には来場者からの寄付を費用に充てることも試みられたが、近年では会場での寄付集めに対する批判的な意見が増えており、実施を見送っている。

・クラウドファンディング等の事前寄付集めは、特定立候補予定者の支持者からの多額の寄付行為が、中立公正な運営への疑問を生じさせないように注意しなければならない。

・立候補予定者に開催費用の負担を求めることは、立候補に関して新たな金銭的条件を生じさせることになり望ましくない。

・公開政策討論会の開催の決定から開催日までの期間が短く、広く告知することが困難である。

・これまでの広報媒体は、新聞記事、チラシ（新聞折り込み含む）、SNS が主であった。

・広報手段をさらに増やすことは、開催費用がさらに増加する懸念がある。

3. 仕組み（組織）「公開政策討論会を誰が開催するか？」

1) 主催者について

- ・主催については民間団体主催型と行政主催型の2通りが考えられる。
- ・民間団体主催型は、開催に対する補助金制度を設けることにより、開催における課題のひとつである費用負担が軽減される。
- ・民間団体による公開政策討論会等の乱発を防止するため、支援の対象となる条件を別に定める必要がある。

例) 支援団体の構成要件、支援期間、支援対象事業など

- ・行政主催型は、公募により設置する実行委員会が討論会の運営を担い、行政は実行委員会の事務を担当する。(市民まちづくり集会等と同様の形式にて対応)
- ・実行委員会形式にて開催する場合は、当該団体の中立公正性に市民及び立候補予定者から疑念を生じさせないように注意しなければならない。

(※参考：過去の討論会における課題)

- ・前回以外はJC（青年会議所）単独またはJCと他団体との共催にて開催してきたが、JCの会員数の減少及び会員の経験値の低下により、今後も継続して開催できるか否か不明である。
- ・JC以外の団体による開催に関しては、現状、思い当たる団体が見当たらない。

4. 付帯事項

- ・作業部会にて公開政策討論会のあり方とともに、公開討論会の有効性をより高めるために検討してきた主催者教育のあり方について以下に記す。

1) 主催者としての市民の育成

- ・市民が市政のことを知る機会や関心を高める機会は、すでに新城市において複数の事業が実施されているにも関わらず、いまだ「市民の市政に対する関心が低い」との指摘が生じることに對する要因の分析と改善策の立案が必要である。

- ・複数の事業とは主に以下のことを指す。

地域協議会、若者議会、女性議会、市民まちづくり集会、市民自治会議、市政報告会、議会報告会など

- ・要因の分析として以下の点が考えられる。

事業参加後の市民に対するアフターフォローが弱い。

新城市の市民自治制度の全体設計図が見えない。

- ・改善策として以下のことが考えられる。

登録希望者に対する市民自治関連事業のダイレクトメッセージの送信

市の各種市民自治事業の相関図の明確化及びキャリアアップ設計図の作成 など

2) 開催を担う人材の養成

- ・公開政策討論会等を担うことのできる人材を養成していくために、選挙の直前期間のみでなく毎年主権者教育のあり方について検討および主権者教育を実践する場を設ける。
- ・行政は上記取り組みに対し以下の支援を行う。

費用：会議の開催場所の提供

事務：会議の開催連絡、会議場所の提供、会議資料の印刷及び議事録の作成

3) 主権者教育に代わる新城らしい言葉の選択

- ・主権者教育という言葉は、市民の市政への参加促進や参政意識向上を図る際に使用されることが多いが、人によりその解釈は様々であり、その言葉の意味を分かりやすく他者へ説明できる者は少ない。
- ・主権者教育に代わる新城らしい言葉もしくは主権者教育を分かりやすくするための補足の言葉を用いて、市民に主権者教育の意味するところを広く伝えていくことが必要である。
- ・主権者教育を他の言葉で置き換える際には、「他人事ではなく我が事」と捉えられるような表現を用いることが重要であると考えます。
- ・「教育」という言葉には方向性が一方的な響きがあり、参加思想そのものを当初から阻害する恐れがあるため注意しなければならない。

(※参考：作業部会による主権者教育に代わる言葉の提案)

自分とみんなのために、自分ができること、しなければいけないことを考える。

郷育

まち育

自我自参教育

家族と社会・連携アクション

シチズンシップ教育

VOTERS 教育

シチズンクリエイト

まちフェスト